

森林災害等復旧造林事業実施要領

昭和 56 年 12 月 5 日林業第 630 号

最終改正 令和 7 年 4 月 17 日森整第 81 号

第 1 趣 旨

森林災害等復旧造林事業の円滑な実施を図るため、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 56 年 4 月 17 日付け 56 林野造第 52 号。以下「取扱要綱」という。）、激甚災害に係る森林災害復旧事業実施要領（昭和 56 年 4 月 17 日付け 56 林野造第 53 号。）及び森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和 56 年岩手県規則第 86 号。以下「規則」という。）によるほか、この要領により実施するものとする。

第 2 技術的基準

規則第 2 条第 3 項第 1 号に規定する別に定める「森林災害復旧造林事業の技術的基準」とは、別表 1 のとおりとする。

第 3 補助事業の内容

- (1) 規則第 2 条第 3 項に規定する法第 11 条の 2 に基づく事業とは、取扱要綱に基づいて行われる事業をいう。
- (2) 規則第 2 条第 4 項に規定する別に定める事業とは、森林整備補助金交付規則（昭和 48 年岩手県規則第 73 号）及び(1)の規定による補助、並びに株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資（補助残融資を除く。）対象以外の事業で、次の条件を満たす事業に限るものとする。

ア 県単除・間伐及び県単倒木起こし

(ア) 被害を受けたものの本数割合が 30 パーセント以上の造林地において、伐採及び起こしの本数割合がそれぞれ 30 パーセント以上であること。

(イ) 除・間伐にあつては、Ⅲ齢級以上、倒木起こしにあつては、Ⅲ齢級以下の造林地で行われること。

イ 倒木起こし機の整備

新品購入の場合

ウ 県単被害木等の整理

災害を受けたものの本数割合が 30 パーセント以上であつてⅤ齢級以上Ⅷ齢級以下の造林地で行われること。

第 4 補助事業者

規則第 2 条第 5 項に規定する別に定めるものとは、営利を目的としないものをいう。

第 5 事業の規模

補助対象となる事業の規模は、一施行地につき次のとおりとする。この場合の「一施行地」とは原則として接続する区域とする。

ただし、県単雪害等復旧造林事業に限り一施行地と近接する他の施行地との距離が最長の地点間においても 1,500m を超えない場合には「一施行地」とみなす。

(1) 森林災害復旧造林事業（被害区域面積）

- | | |
|-----------|-----------|
| ア 被害木等の整理 | 0.10ha 以上 |
| イ 跡地造林 | 0.10ha 以上 |
| ウ 倒木起こし | 0.10ha 以上 |

(2) 県単雪害等復旧造林事業（被害区域面積）

- | | |
|-----------|-----------|
| ア 除・間伐 | 0.50ha 以上 |
| イ 倒木起こし | 0.50ha 以上 |
| ウ 被害木等の整理 | 0.10ha 以上 |

第6 被害の報告

- (1) 市町村長は、当該市町村の区域内の森林において、激甚災害と見込まれる災害（激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に達すると見込まれる災害）が発生したときは、直ちに被害概況報告書（様式第1号）を広域振興局長（以下「局長」という。）へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の災害終息後20日以内に被害確定報告書（様式第1号）を局長へ提出するものとする。

第7 森林災害復旧造林事業実施区域

森林災害復旧造林事業の対象となる区域は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年10月10日政令第403号）第23条の2第2項の規定に基づき農林水産大臣が告示した市町村とする。

第8 森林災害復旧造林事業計画概要書等の作成

第7で告示された市町村長は、区域内の森林所有者等と協議のうえ、当該市町村の区域にかかる森林災害復旧造林事業計画概要書（様式第2号）及び査定内訳表（様式第3号）を作成し、別に定める期日までに局長へ提出するものとする。

第9 森林災害復旧造林事業計画の決定

- (1) 知事は、農林水産大臣から取扱要綱第8の規定に基づく事業費の決定通知を受けたときは、市町村別の森林災害復旧造林事業計画を決定し、その旨を市町村長へ通知するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の通知があったときは森林災害復旧造林計画概要書を森林災害復旧造林全体計画書とする。
- (3) 市町村長は、森林災害復旧造林事業全体計画書（この規定により局長に提出して、その承認を受けた森林災害復旧造林事業変更全体計画書を含む。）の内容を変更（(1)により決定した事業費（この規定により変更の承認を受けた場合は当該変更事業費）の20パーセント未満の変更を除く。）するときは、計画変更承認申請書（様式第4号）に森林災害復旧造林事業変更全体計画書（様式第5号）を添え、これを局長に提出して承認を受けるものとする。

第10 事業予定調書

- (1) 森林災害等復旧造林事業を実施しようとする者は、予定調書（様式第6号）を前年の11月末日までに、事業地の属する地域の森林組合に提出するものとする。
- (2) 森林組合（又は市町村）は(1)による予定調書に基づき、局長に対し前年12月20日までに、とりまとめ報告書（様式第7号）を提出するものとする。

第11 任意団体の確認等

- (1) 局長は規則第2条第5項に定める「任意団体」から補助金の交付申請があった場合には、次の事項を確認するものとする。
- | |
|--------------------------------------|
| ア 規約の内容 |
| イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容 |
| ウ 造林地の森林所有者（森林法第2条第2項に定める森林所有者をいう。） |
- (2) 局長は、任意団体が事業を実行するに当たっては次のものを整理保管するよう指導するも

のとする。

ア 議事録

イ 収入及び支出を明らかにした帳簿

ウ 補助金の受領及び配分についての帳簿

第 12 標準経費

規則第 3 条第 2 項に規定する別に定める標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

第 13 実行経費

規則第 3 条第 2 項に規定する実行経費とは、実際に実施主体が負担した経費の額とするが、作業の一部を自力施行した場合にあっては、当該自力施行に係る通常経費の額を加算できるものとする。

第 14 標準単価

標準単価は次により毎年度農林水産部長が定める。

- (1) 事業ごとに別表 2「森林災害等復旧造林事業標準単価構成因子」を基準として定める。
- (2) 森林災害復旧造林事業に限り、市町村が行う場合及び森林組合が受託して行う場合については、作業路を除き別に定めるところにより事務雑費を加算することができる。

第 15 森林災害等復旧造林補助金交付申請書等の提出

規則第 4 条に規定する森林災害等復旧造林補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）は、別に定める森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書作成要領により作成するものとする。

なお、補助金の交付申請又は受領を第三者に委任する場合は、次のとおり行うものとする。

- (1) 原則として市町村、生産森林組合及び岩手県森林組合連合会以外の補助事業者は、事業地の属する地域の森林組合長（以下「申請代理者」という。）に委任して申請書を提出するものとする。
- (2) (1)により委任して提出する場合は、申請依頼書（様式第 8 号）を申請代理者の定める期日までに申請代理者に提出するものとする。
- (3) 申請代理者は、(2)の申請依頼書に基づいて申請書を作成するものとする。
- (4) 申請代理者は、申請書を作成したときは、当該事業地所在の市町村長に協議し、当該市町村長の森林災害等復旧造林事業に関する意見を求めるものとする。
- (5) 市町村長は、申請代理者から協議を受けたときは、第 9 の森林災害復旧造林事業計画等に照らし、意見があるときは意見書を付し意見がない場合は経由印を押印するものとする。

第 16 補助事業者の森林災害等復旧造林事業補助金調書の確認

補助事業者は、森林災害等復旧造林事業補助金を申請代理者に委任して受領した場合は、規則第 6 条第 2 項に規定する森林災害等復旧造林事業補助金調書を確認するものとする。

第 17 帳簿等の備付け

補助事業体は、次に掲げる帳簿等を整備するもの。

- (1) 森林所有者の事業実施に対する承諾書
- (2) 現金出納に関する帳簿
- (3) 事業施行前後の写真
- (4) 苗木等資材の購入を証する書類
- (5) その他事業の実施を証する書類

第 18 書類検査及び現地検査

規則第 5 条に規定する書類審査及び現地調査は、森林整備事業しゅん工検査要領(昭和 53 年 6 月 16 日林業第 202 号)によるものとする。

第 19 補助金の交付の条件

規則第 5 条に規定する補助金の交付の決定は、事業主体が直接申請した場合にあっては様式第 9 号、事業主体から委任を受けた代理申請者が申請した場合にあっては様式第 10 号により通知するものとする。

第 20 補助対象施行地の他の用途への転用の制限

- (1) 規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づく転用を行おうとする場合は、補助事業者は直ちに(代理申請の場合は申請代理者を通じて)その旨を局長へ届出なければならない。
- (2) 局長は、前号の規定を適確に遂行するため、森林災害等復旧造林事業補助金交付内訳書を備えて、その経過を明らかにしておくものとする。
- (3) 事業主体は、公用、公共用及び天災地変その他止むを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に森林以外の用途へ転用する場合には規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき局長に協議することができるものとする。

第 21 準用規定

岩手県森林整備事業実施要領第 9、第 10、第 11、第 15、第 16 の規定は、この要領において準用する。この場合「森林整備」とあるのは「森林災害等復旧造林」と読み替えるものとする。

第 22 提出部数

規則に定めるもののほか、この要領に基づいて、提出する書類の部数は 1 部とする。

附 則

この要領は、令和 7 年度事業から適用する。

森林災害復旧造林事業の技術的基準

1 被害木等の整理及び跡地造林

市町村森林整備計画に定める施業内容によるほか、次の基準に準拠した施業を行う。ただし、制限林にあつては、上記の施業によるほか、当該制限林の指定施業要件等により施業を行う。

- (1) 被害木の伐採は、植栽木の生育に必要な林内照度を十分に確保するものであること。(被害木の本数伐採率 90%以上)
- (2) 野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣害の移動の制御等を図るための施設等の整備(以下「鳥獣害防止施設等整備」という。)を実施する場合は、別に定める鳥獣害防止施設等整備実施基準(平成 11 年 12 月 20 日付け緑第 805 号)に準拠すること。
- (3) 植栽木の品種・系統は、気象等災害に抵抗性のあるものであること。
- (4) 跡地造林箇所の植栽本数等については、次の表によるものとする。

本数 被害率	植栽本数
70%以上	跡地造林箇所の植栽本数は、概ね市町村森林整備計画において定められる標準的な植栽本数以上であること。
50%以上 70%未満	(1) 原則として生立木を残存させるものであること。 (2) 跡地造林箇所の植栽本数は、おおむね市町村森林整備計画において定められる標準的な植栽本数に 10 分の 6 を乗じた本数以上であること。
30%以上 50%未満	(1) 原則として生立木を残存させるものであること。 (2) 跡地造林箇所の植栽本数は、おおむね市町村森林整備計画において定められる標準的な植栽本数に 10 分の 4 を乗じた本数以上であること。

(注) 復旧した森林については、つる切、除・間伐等の施業が市町村森林整備計画に基づき適正に行われること。

2 倒木起こし

本数 被害率	林分の平均樹高	
	1.5m以上～3.0m未満	3.0m以上
おおむね 50%以上	次の基準に準拠した施業を行う。 (1) 原則として人力による起こしであること。 (2) 原則として縄、テープ等により固定されること。 (3) 根踏みが実施されること。	次の基準に準拠した施業を行う。 (1) 原則として機械器具による起こしであること。 (2) 縄、テープ等により固定されること。 (3) 根踏みが実施されること。

(注) 復旧した森林について、つる切、除・間伐等の施業が市町村森林整備計画に基づき適正に行われること。

3 作業路の開設

市町村森林整備計画に定める施業内容によるほか、別に定める森林作業道整備実施基準(平成 23 年 10 月 21 日森整第 503 号)及び岩手県森林作業道開設基準(平成 23 年 10 月 21 日森整第 504 号)に準拠した施業を行う。

別表 2

森林災害等復旧造林事業標準単価構成因子

事業の種類	区 分	構 成 因 子
森林災害 復旧造林	被害木等の整理	伐倒費、碎断費、搬出集積費等
	跡 地 造 林	地拵費、苗木代、仮植費、苗木運搬費、植付費等
	倒 木 起 こ し	倒木起こし費、テープ（縄）代、倒木起こし用器具等
	作 業 路 の 開 設	伐開費、切取・排土費、砂利敷工、排水工費、仮橋架設費、ブルドーザ搬入退出費等伐倒費、破断費、搬出集積費等
県単雪害等 復旧造林	除 ・ 間 伐	不要木除去費、不良木淘汰費、不良木搬出費、集積費、その他これらに準ずる作業費
	倒 木 起 こ し	倒木起こし費、テープ（縄）代
	倒木起こし機の 整 備	倒木起こし機代
	作 業 路 の 開 設	伐開費、切取・排土費、砂利敷工、排水工費、仮橋架設費、ブルドーザ搬入退出費等伐倒費、破断費、搬出集積費
	被害木等の整理	伐倒費、碎断費、搬出集積費等

（注） 1 苗木運搬費とは仮植地から造林地までの運搬費である。

2 搬出費とは、伐倒地点から集積地点までの平均移動距離を本数率で 80％以上搬出した場合の経費である。

被害額は次式による単価で見積もった額とする。

- (1) 雪害等の被害で倒木起こしにより復旧可能な被害の場合
倒木起こしに要する経費（復旧経費）

- (2) 倒木起こしにより復旧不可能な被害の場合
材木の損害額とし、次式による単価で見積もった額から、利用見込額（残存価値）を控除した額

ア 1～10 年生 立木費用価式による。

$$C_n = D_1 (1.055)^n + D_2 (1.055)^{n-1} + \dots + D_n (1.055)$$

ただし、 C_n : n 年生 ($1 \leq n \leq 10$) 造林地の評価額

D_i : i 年生 ($i = 1, 2, \dots, n$) 時における育林経費を現在時価で見積もった額 $(1.055)^{n+1-i}$: i 年生における育林作業に要する経費 (D_i) に対する後価係数 (年利率 5.5%)

イ 11 年生～20 年生 グラーゼル式による。

$$X_n = (A_a - C_{10}) \frac{(n-10)^2}{(a-10)^2} + C_{10}$$

ただし、 X_n : n 年生 ($1 \leq n \leq 20$) 造林地の評価額

A_a : 標準伐期齢における立木価格

C_{10} : $n = 10$ としてア式により算出した価格

a : 標準伐期齢

ウ 21 年生～ 市場逆算価式による。

$$Y_n = f \left(\frac{A}{1 + \ell r} - B \right)$$

ただし、 Y_n : n 年生 ($21 \leq n$) 森林の評価額

f : 立木から得られる素材の歩止り

A : 立木から得られる素材の最寄市場における取引価格

ℓ : その立木の伐出事業に要する投資資本の回収期間 (月数)

r : 伐出事業に要する総投下資本の月利益率

B : 素材の伐木、造材、集運材及び販売に要する経費の合計

エ 被害金額の見積りにおける評価諸因子については、県有林等の実例を参考とすること。

- (3) 積雪地域の被害については、特に毎年経常的に認められる被害の分を除くこと。

様式第 1 号

被 害 報 告 書

年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

年 月 日から 月 日までの（異常な自然現象等名）により森林に下記のとおり災害が発生したから、森林災害等復旧造林事業
実施要領第 6 の規定により報告します。
（概況、確定報告）

森 林 被 害 面 積 等													摘 要
折 損 被 害			倒 伏 被 害			-----			計				
被 害 区域面積	要 復 旧 面 積	被害額	被 害 区域面積	要 復 旧 面 積	被害額	被 害 区域面積	要 復 旧 面 積	被害額	被 害 区域面積	要 復 旧 面 積	被害額		
h a	h a	千円	h a	h a	千円	h a	h a	千円	h a	h a	千円		

- （注） 1 森林被害とは樹木に係る被害とする。
2 被害区域面積は、小班又は同一施業が可能な区域を単位として把握し、本数被害率 30%以上の区域に係る森林につき掲上する。
3 要復旧面積は被害区域面積×本数被害率とする。
4 被害額の計算は次による。

様式第 2 号

年度 森林災害復旧造林事業計画概要書

年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

年 月 日から 年 月にかけて発生した 災害により被害を受けたので、森林災害等復旧造林事業実施要領第 8 の規定に基づき、森林災害復旧造林事業計画概要書を、別紙のとおり提出します。

別紙

森 林 災 害 復 旧 造 林 事 業 計 画 概 要 書

森林被害面積等		森 林 災 害 復 旧 造 林 事 業 計 画																	
要復旧 面 積	森 林 被害額	計 画 量								事 業 費 （ 千 円 ）									
		被 害 木 等 の 整 理		跡地造林		倒木起こし		計		被害木の整理			跡地造林			倒木起こし			計
		面積	作業 路	面積	作業 路	面積	作業 路	面積	作業 路	被 害 木 等 の 整 理	作業 路	小計	跡 地 造 林	作業 路	小計	倒 木 起 こ し	作業路	小計	
h a	千円	h a	m	h a	m	h a	m	h a	m										

- (注) 1 森林被害面積等欄の要復旧面積は被害区域面積×本数被害率、森林被害額は樹木に係る被害とし、様式第 1 号被害報告書（確定）の計欄に一致する。
- 2 森林災害復旧造林事業計画欄の面積は、実面積（被害区域面積×本数被害率）とする。
- 3 縮尺 20 万分の 1 の地形図（又は管内図）に市町村を図示する。

附属書

森林災害復旧造林事業計画概要書の年度別内訳表

[illegible]

様式第 3 号

年 森林災害復旧造林事業査定内訳表

年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

年 月 日付け

号で提出した森林災害復旧造林事業計画概要書に係る査定内訳表を別紙のとおり提出します。

別紙
査 定 内 訳 表

位 置		査定方法 〔 実地、机上 の別 〕	事 業 区 分	類 型 区 分	林 班 小 班 等	申 請			査 定			備 考
地 区	施行団地					被害区域 面 積	被害率	実面積	被害区域 面 積	被害率	実面積	
						ha	%	ha・m	ha	%	ha・m	
計												

(再 掲)

事 業 区 分	類 型 区 分	申 請			査 定			備 考
		実 面 積	単 価	事 業 費	実 面 積	単 価	事 業 費	
		ha・m	円	千円	ha・m	円	千円	
計								

- (注) 1 「地区」とは、1 ないし数箇林班からなる小流域等で、森林災害復旧造林事業を一体として行うことが必要と認められるおおむね5ヘクタール以上の施行団地を含む区域をいい、本表には、市町村内での位置を示す整理番号を記入する。(整理番号は算用数字とする。)
- 2 「施行団地」とは、地区内のおおむね5ヘクタール以上の団地をいい、本表には、その整理番号を記入する。(整理番号は、地区整理番号にひらがなを添える。)
- (1ーい、1ーろ、1ーは、1ーに、・・・・、2ーい、2ーろ、2ーは、・・・・)
- 3 「事業区分」とは、被害木等の整理(略称(整))、跡地造林(略称(造))、倒木起こし、(略称(倒))及び作業路の開設(略称、(作))とし、その略称を記入する。
- 4 「類型区分」とは、事業別の類型別単価の類型区分をいい、略称(整ー1、整ー2、・・・・、造ー1、造ー2、・・・・、倒ー1、倒ー2、・・・・)を記入する。
- 5 「林班、小班等」欄は被害率を把握した単位とし、森林簿から当該箇所の林班、小班等名を照合し記入する。
- 6 作業路の開設予定量は、事業区分ごとに実面積欄に記入する。
- 7 単位については、面積は少数第2位止め、作業路の延長及び被害率は単位止めとする。
- 8 附属図(縮尺5,000分の1の基本図)を次により作成のうえ添付する。
- (1) 「地区」の周囲は、黒色実線、「施行団地」の周囲は、みず色実線で表示し、それぞれ整理番号を記入する。
- (2) 被害木等の整理の区域は、橙色で図示する。
- (3) 跡地造林の区域は、緑色で図示する。
- (4) 倒木起こしの区域は、赤色で図示する。
- (5) 作業路は茶色で図示する。
- (6) 制限林、森林経営計画対象森林、県有林については、その旨記載する。(例示、制限林：(制)、森林経営計画対象森林：(計)、県有林：(県))
- 9 「査定方法」及び「査定」の欄は、記入を要しない。
- 10 再掲表では、事業区分、類型区分、申請の実面積欄を記入する。

様式第 4 号

森 林 災 害 復 旧 造 林 事 業 計 画 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

年 月 日付け 第 号をもって決定通知があった森林災害復旧造林事業について、別紙のとおり変更したいので承認されたく森林災害等復旧造林事業実施要領第 9 の規定により申請します。

別紙

森 林 災 害 復 旧 造 林 事 業 費 増 減 表

査 定 額	前回までの変更改定額	今回変更増減 (△) 額	今 回 変 更 改 訂 額	摘 要
A 千円	B 千円	C = D - B 千円 C = D - A	D 千円	

(注) 摘要欄には、変更の事由を簡潔に記述する。

様式第 5 号

年度 森林災害復旧造林事業変更全体計画書

(注) この変更全体計画書の様式は、様式第 2 号森林災害復旧造林事業計画概要書の様式に準ずるものとし、変更前を上段に、変更後を下段に比較対照できるように記載すること。

年度 森林災害等復旧造林予定調書

年 月 日

様

住所
氏名

年度において、次のとおり森林災害等復旧造林事業を実施する予定です。

事業の 時 期	事業の 種 類	事業の 区 分	事業地 の 所 在	事業地の状況			事業の内容		
				樹 種	林 令	被害率	樹 種	面 積	本 数
								h a	

記載上の注意

- 1 補助事業についてのみ記載すること。
- 2 事業の時期は春、秋に区分し、以下の項目はその区分毎に記載すること。
- 3 事業の種類、区分（（ ）内は区分）については、森林災害復旧（被害木等の整理、跡地造林、倒木起こし、作業路の開設）、県単雪害等復旧（除・間伐、倒木起こし、作業路の開設、倒木起こし機の整備、被害木等の整理）と記載すること。
- 4 事業地の状況の林齢は、事業実施年度の林齢とし、被害率は、本数割合とする。
- 5 事業内容の面積は、区域面積とし、樹種本数については、跡地造林の場合のみ記載すること。
- 6 作業路については、事業の内容の面積に延長を記載する。
なお、事業地の状況は記載する必要がない。

年度 森林災害等復旧造林予定調書取りまとめ報告

年 月 日

広域振興局長 様

森林組合長

森林災害等復旧造林事業実施要領第10の(2)の規定に基づき次の通り報告します。

事業の時期	事業の種類	区 分	齢 級	件 数	樹 種	面 積	本 数
春 または 秋	森 林 災 害 復 旧	被害木等の整理	Ⅲ		す ぎ		
					あ か ま つ		
					か ら ま つ		
					そ の 他		
					計		
			Ⅳ : :				
			計				
		跡地造林					
		倒木起こし	I				
			Ⅱ				
			Ⅲ				
			Ⅳ				
			:				
			計				
		作業路					
	県単雪害等 復旧	除間伐					
		被害木等の整理					

記載上の注意

- 1 作業路の開設路線数は、件数欄に、開設延長は面積欄に記載すること。
- 2 森林災害復旧造林の面積は、様式第6号の面積に被害率を乗じた実面積を記載する。
- 3 被害木等の整理については、樹種別、齢級別に記載する。
- 4 倒木起こしは齢級別に記載する。

様式第 8 号

年 森林災害等復旧造林事業補助金交付申請依頼書

年 月 日

(申請代理者) 様

別紙のとおり森林災害等復旧造林事業を終了したので、貴殿から 振興局長に対し補助金交付申請書を提出するようお願いします。

住 所
氏 名
()

(別 紙)

林小班	事業地の所在	被 害 木 等 の 整 理				跡 地 造 林			倒 木 起 こ し			作 業 路		倒木起こし 機の整備	事 業 着 手 終了年月日
		面 積	樹 種	林 齢	搬出の有 無	面 積	植 栽 樹 種	植 栽 本 数	面 積	樹 種	林 齢	巾 員	延 長		
		ha		年		ha		本	ha		年	m	m	台	

記載上の注意

- 1 () 欄には事業名を記載する。
- 2 事業地の所在欄には施行地の地割、地番を記載する。
- 3 被害跡地整理の搬出の有無欄には、伐倒本数率で 80%以上、かつ、平均移動距離 20m以上搬出、集積した場合「有」それ以外は「無」と記載する。
なお、平均移動距離 40m以上の場合は有、40 と記載する。
- 4 県単除・間伐は、被害木等の整理欄（ただし、搬出の有無欄についての記載は不要）に、県単倒木起こしは倒木起こし欄に、県単作業路は作業路欄
にそれぞれ記載する。

住所
氏名

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度森林災害等復旧造林事業に対し、森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和56年岩手県規則第86号）第5条の規定により、下記の条件を付けて、森林災害等復旧造林事業（ 事業）補助金 円を交付します。

年 月 日

広域振興局長

- 1 事業主体は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）、森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和56年岩手県規則第86号。以下「規則」という。）に従わなければならない。
- 2 事業主体は、次の各号における措置を取らなければならない。
 - （1） 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うこと（倒木起こし機の整備に係る補助を除く）。
 - （2） 事業実施年度以降2年以上の森林保険に加入すること（跡地造林に限り、加入期間は10年以上とする。）。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び施行地ごとに収入及び支出を整理した施行台帳を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。
- 4 事業主体は、次に掲げる補助金返還事案が発生しないように市町村等と十分な調整を図るとともに、補助事業の施行地の適正な管理と森林所有者への指導を行わなければならない。また、返還事案が発生した場合は速やかに補助金を返還しなければならない。
 - （1） 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）は、あらかじめ局長にその旨を届け出るとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他止むを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合には、補助金相当額の返還の減免につき局長に協議することができるものとする。
 - （2） 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 規則第8条の規定による決定に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。

住所
氏名
補助金申請内訳書記載の事業主体
上記代理人：ら人

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度森林災害等復旧造林事業に対し、森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和 56 年岩手県規則第 86 号）第 5 条の規定により、下記の条件を付けて、森林災害等復旧造林事業（ 事業）補助金を交付します。

年 月 日

広域振興局長

- 1 森林災害等復旧造林事業補助金交付額の内訳は、別紙明細書のとおりとする。
- 2 代理人は、当該補助金の交付の条件について、事業主体に周知しなければならない。
- 3 事業主体は、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）、森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和 56 年岩手県規則第 86 号。以下「規則」という。）に従わなければならない。
- 4 事業主体は、次の各号における措置を取らなければならない。
 - （1）補植、保育等成林に必要な保育管理を行うこと（倒木起こし機の整備に係る補助を除く）。
 - （2）事業実施年度以降 2 年以上の森林保険に加入すること（跡地造林に限り、加入期間は 10 年以上とする。）。
- 5 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び施行地ごとに収入及び支出を整理した施行台帳を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業完了後 5 カ年間保存しなければならない。
- 6 事業主体は、次に掲げる補助金返還事案が発生しないように市町村等と十分な調整を図るとともに、補助事業の施行地の適正な管理を行わなければならない。また、返還事案が発生した場合は速やかに補助金を返還しなければならない。
 - （1）補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）は、あらかじめ局長にその旨を届け出るとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他止むを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に森林以外の用途へ転用する場合には、補助金相当額の返還の減免につき局長に協議することができるものとする。
 - （2）補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- 7 規則第8条の規定による決定に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。